

(公印省略)

29 介第 781 号
29 福総第 415 号
平成 29 年 6 月 21 日

各社会福祉法人理事長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)

福岡県福祉労働部長
(福祉総務課監査指導係)

「社会福祉法人の寄付金の取扱いについて」の一部改正について

今般、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化、重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う基準として社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）が発出されたことから、本県では、本要綱に基づき社会福祉法人の指導監査を実施していくこととしております。

これに伴い、社会福祉法人の寄付金の取扱いについて（平成 9 年 4 月 9 日 9 社第 35 号福岡県民生部長通知。以下「県通知」という。）について、下記のとおり改正し、平成 29 年 6 月 21 日から適用することといたしましたので通知します。

記

- 1 県通知の件名中「寄付」を「寄附」に改める。
- 2 県通知の 1 から 4 までを削る。
- 3 県通知の 5 を次のとおり改める。

1 事務取扱いについて

社会福祉法人における寄附金の取扱いに係る事務処理等については、定款及び社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）に従い、次のとおり適切な法人運営及び経理処理を行うこと。

ア 寄附金の募集に関する事項は、理事長等が専決できない事項であるため、定款の定めにより理事会の議決が必要となるので留意すること。

なお、寄附を募集する際には、寄附の強要と受け取られることのないよう、十分に留意すること。

イ 寄附金の受入れに関しては、社会福祉法人会計基準、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局総務課長連名通知（平成 28 年 11 月 11 日一部改正））及び各法人が規定する経理規程に基づき、適正な経理処理を行うとともに、決算における計算書類の附属明細書（寄附金収益明細書）で寄附金の詳細について明らかにすること。

4 県通知の 6 を次のとおり改める。

2 保護者会、後援会について

法人役員（理事、監事）、会計監査人、法人職員及び施設職員が、保護者会又は後援会の代表者、経理担当者及び実質的な事務局職員になることは好ましくないので留意すること。

「社会福祉法人の寄附金の取扱いについて」（平成9年4月9日9社第35号）【新旧対照表】

改正後(案)	現 行
(削除)	<p>1 利用者からの寄付について <u>入所者からの寄付は、既に本人等から収入に見合った負担金を徴収していることから、認められないこと。</u> <u>ただし、返礼等社会的慣行に沿うものであって、自発的かつ散発的な場合に限り、例外的に許容されるものであること。</u> <u>また、法人及び施設が入所者に寄付を呼びかけることは、寄付の強要ととられかねないので行うべきでないこと。</u> <u>なお、保護者会又は後援会を通じた寄付についても同様であること。</u></p>
(削除)	<p>2 保護者等からの寄付について <u>利用者の保護者等からの寄付については、自発的なものに限り認められるものとし、勧誘等によるものは、保護者に不要の心理的負担等を与える可能性があるので認められないこと。</u> <u>なお、保護者会又は後援会を通じた寄付についても同様であること。</u></p>
(削除)	<p>3 取引業者からの寄付について <u>社会福祉法人等の取引業者からの寄付については、値引き・割り戻しとの区別が判然とせず疑惑を生みやすいことから避けること。やむを得ず寄付を受ける場合は、関係資料の整備を図る等特に厳正な取扱いに努めること。</u></p>
(削除)	<p>4 職員からの寄付について <u>雇用関係にある者からの寄付は、社会通念上、強要と見なされるおそれがあるので適当でないこと。</u></p>
<p>1 事務取扱いについて <u>社会福祉法人における寄附金の取扱いに係る事務処理等については、定款及び社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に従い、次のとおり適切な法人運営及び経理処理を行うこと。</u> <u>ア 寄附金の募集に関する事項は、理事長等が専決できない事項であるため、定款の定めにより理事会の議決が必要となるので留意すること。</u> <u>なお、寄附を募集する際には、寄附の強要と受け取られることのないよう、十分に留意すること。</u> <u>イ 寄附金の受入れに関しては、社会福祉法人会計基準、社会福祉法人会計基準の制定に伴</u></p>	<p>5 事務取扱について <u>寄付の受け入れに際しては、寄付目的、金額等を明らかにした寄付申込書を受領し、領収書を寄付者に交付の上、領収書控えを整備するとともに、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日、社施第25号の2、厚生省社会局庶務課長外通知）に基づき適正に処理すること。</u></p>

改正後(案)	現 行
<p><u>う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局総務課長連名通知(平成28年11月11日一部改正))及び各法人が規定する経理規程に基づき、適正な経理処理を行うとともに、決算における計算書類の附属明細書(寄附金収益明細書)で寄附金の詳細について明らかにすること。</u></p> <p>2 保護者会、後援会について <u>法人役員(理事、監事)、会計監査人、法人職員及び施設職員が、保護者会又は後援会の代表者、経理担当者及び実質的な事務局職員になることは好ましくないので留意すること。</u></p>	<p>6 保護者会、後援会について <u>法人及び施設職員が、保護者会又は後援会の代表者又は経理担当者となることは好ましくない旨指導監査において指導してきたところであるが、法人の役員についても好ましくないので留意すること。</u> <u>また、法人役員並びに法人及び施設職員が、保護者会又は後援会の実質的な事務局職員となることについても同様であること。</u></p>

(下線は改正部分)

公印省略

9 社 第 3 5 号
平成 9 年 4 月 9 日

一 部 改 正
平成 2 9 年 6 月 2 1 日
2 9 介 第 7 8 1 号
2 9 福 総 第 4 1 5 号

各社会福祉法人理事長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)

福岡県福祉労働部長
(福祉総務課監査指導係)

社会福祉法人の寄附金の取扱いについて (通知)

社会福祉法人における寄附金は、法人が施設整備を行う際に準備する自己資金として、また、法人の先駆的・自主的な社会福祉事業を展開するための財源としても、重要な役割を果たすものであります。

しかしながら、寄附金の取扱いについて、特にその受け入れについては、社会的誤解を招くなど種々問題が起り得るものであるため、下記の事項について特に留意の上、適正な運用に努めていただくようお願いします。

記

1 事務取扱いについて

社会福祉法人における寄附金の取扱いに係る事務処理等については、定款及び社会福祉法人会計基準(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)に従い、次のとおり適切な法人運営及び経理処理を行うこと。

ア 寄附金の募集に関する事項は、理事長等が専決できない事項であるため、定款の定めにより理事会の議決が必要となるので留意すること。

なお、寄附を募集する際には、寄附の強要と受け取られることのないよう、十分に留意すること。

イ 寄附金の受入れに関しては、社会福祉法人会計基準、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社

会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局総務課長連名通知（平成 28 年 11 月 11 日一部改正）及び各法人が規定する経理規程に基づき、適正な経理処理を行うとともに、決算における計算書類の附属明細書（寄附金収益明細書）で寄附金の詳細について明らかにすること。

2 保護者会、後援会について

法人役員（理事、監事）、会計監査人、法人職員及び施設職員が、保護者会又は後援会の代表者、経理担当者及び実質的な事務局職員になることは好ましくないので留意すること。

社会福祉法人理事長 殿

福岡県民生部長
(社会課監査指導係)

社会福祉法人の寄付金の取扱いについて（通知）

社会福祉法人における寄付金は、法人が施設整備を行う際に準備する自己資金として、また、法人の先駆的・自主的な社会福祉事業を展開するための財源としても、重要な役割を果たすものであります。

しかしながら、寄付金の取扱いについて、特にその受け入れについては、社会的誤解を招くなど種々問題が起こり得るものであるため、下記の事項について特に留意の上、適正な運用に努めていただくようお願いします。

記

1 利用者からの寄付について

入所者からの寄付は、既に本人等から収入に見合った負担金を徴収していることから、認められないこと。

ただし、返礼等社会的慣行に沿うものであって、自発的かつ散発的な場合に限り、例外的に許容されるものであること。

また、法人及び施設が入所者に寄付を呼びかけることは、寄付の強要ととられかねないので行うべきでないこと。

なお、保護者会又は後援会を通じた寄付についても同様であること。

2 保護者等からの寄付について

利用者の保護者等からの寄付については、自発的なものに限り認められるものとし、勧誘等によるものは、保護者に不要の心理的負担等を与える可能性があるので認められないこと。

なお、保護者会又は後援会を通じた寄付についても同様であること。

3 取引業者からの寄付について

社会福祉法人等の取引業者からの寄付については、値引き・割り戻しとの区別が判然とせず疑惑を生みやすいことから避けること。やむを得ず寄付を受ける場合は、関係資料の整備を図る等特に厳正な取扱いに努めること。

4 職員からの寄付について

雇用関係にある者からの寄付は、社会通念上、強要と見なされるおそれがあるので適当でないこと。

5 事務取扱について

寄付の受け入れに際しては、寄付目的、金額等を明らかにした寄付申込書を受領し、領収書を寄付者に交付の上、領収書控えを整備するとともに、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日、社施第25号の2、厚生省社会局庶務課長外通知）に基づき適正に処理すること。

6 保護者会、後援会について

法人及び施設職員が、保護者会又は後援会の代表者又は経理担当者となることは好ましくない旨指導監査において指導してきたところであるが、法人の役員についても好ましくないので留意すること。

また、法人役員並びに法人及び施設職員が、保護者会又は後援会の実質的な事務局職員となることについても同様であること。